

ウェルネスバレー推進協議会 交流・にぎわいワーキンググループ 規約

(目的)

第1条 この規約は、ウェルネスバレー推進協議会（以下、「協議会」という。）規約第14条に基づき、健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりを推進するために設置する交流・にぎわいワーキンググループ（以下、「交流・にぎわいWG」という。）について、必要な事項を定める。

(担任する事務)

第2条 交流・にぎわいWGは、健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりを推進するために次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康長寿をテーマとした啓発活動に関すること。
- (2) 健康長寿をテーマとした情報共有・発信に関すること。
- (3) 前各号のほか、交流・にぎわいWGの目的を達成するために必要な事務に関すること。
- (4) その他、協議会運営委員会から付託された事項。

(組織)

第3条 交流・にぎわいWGは、座長及び委員20人以内をもって組織する。

(座長)

第4条 協議会会長が指名した座長は、会務を総理し、交流・にぎわいWGを代表する。

- 2 座長に事故あるとき、又は座長が欠けた場合は、その職務を代理するものを事務局が指名する。

(委員)

第5条 委員は、別表1に掲げる団体又は機関の者をもって充てる。

- 2 新たに委員を追加するときは、次の者の中で、座長が指名する。

- (1) ウェルネスバレー推進協議会の構成団体の者
- (2) 学識経験者のうち、交流・にぎわいWGの会議にて承認を得た者
- (3) ウェルネスバレーに施設を立地し、交流・にぎわいWGの会議にて承認を得た団体又は機関の者
- (4) ウェルネスバレーを主たる活動拠点として交流・にぎわいづくりを推進し、交流・にぎわいWGの会議にて承認を得た団体又は機関の者

- 3 委員の任期は、1年とし、特別の支障が無い限り、再任することを妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(連携団体)

第6条 連携団体は、ウェルネスバレーにおける健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりに関心のある団体又は機関で、申出を行い、座長の許可を得たものをもって充てる。

2 連携団体は、交流・にぎわいWGの会議（以下「会議」という。）に委員として職員等に参加させることはできないが、健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりについて、交流・にぎわいWGへ情報を提供すること、又は交流・にぎわいWGから情報を受け取ることができる。

(事務局)

第7条 交流・にぎわいWGの事務を処理するため、事務局を大府市に置く。

2 事務局は、大府市及び東浦町をもって組織する。

(会議)

第8条 会議は、第2条に掲げる事務のうち基本的な事項について決定する。

(会議の招集)

第9条 会議は、座長が招集する。

2 在任委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、座長は、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(経費の支弁の方法)

第11条 交流・にぎわいWGの経費は、大府市若しくは東浦町の交付金又はその他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による各委員等の所属機関が交付すべき額その他経費負担に関する事項は、

会議により決定するものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月25日から施行する。

別表 1

ウェルネスバレー推進協議会交流・にぎわいWG構成団体（50音順）

- ・ 社会福祉法人愛知県厚生事業団愛厚ホーム大府苑
- ・ あいち健康の森健康科学総合センター
- ・ あいち健康の森公園管理事務所
- ・ あいち健康の森薬草園
- ・ アイ・ドリームライフサポート株式会社 住宅型有料老人ホームさわやかなの丘
- ・ 社会福祉法人憩の郷
- ・ 大府市
- ・ 大府商工会議所
- ・ 医療法人寿康会 大府病院
- ・ 株式会社オリジン 介護付有料老人ホームフラワーサーチ大府
- ・ 株式会社げんきの郷
- ・ 協同組合健康木の住まいウッド・ビレッジ
- ・ 至学館大学
- ・ 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
- ・ 社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
- ・ 東浦町
- ・ 東浦町商工会